

桑折町空家等除却工事補助金

適正に管理されていない空家等が周囲の生活環境へ与える保安上、衛生上、景観上の影響を考え、町では空家等の所有者などが行う除却工事に対し、補助金を交付する事で空家等の除却を促し、良好な生活環境の形成と町土という地域資源の有効活用の支援を図ります。

①対象となる空家等(次のすべての要件に該当する住宅)

- ・居住その他の使用がなされていない住宅
- ・町が実施している空家等実態調査によって空家等であると判断されている住宅(※)
- ・売買又は賃貸する目的で所有・管理をしている物件以外の住宅

※調査で空家等と判断がされていない住宅は、空家を証明する資料が必要です。

②対象となる人(町税等に滞納がない方のうち次のいずれかに該当する人物)

- ・空家等の所有者(登記事項証明書上の登記名義人又は固定資産税の納税義務者)
- ・上記所有者の相続人

※相続人が複数いる場合や、除却する空家等に抵当権が設定されている

場合は全員の同意を得る事が必要です。

③対象となる工事(次のいずれにも該当する工事)

- ・町内に事業所を持つ事業者による工事
- ・土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可を受けた事業者による工事

※除却完了後、12カ月以内に申請すること



④補助金額

- ・除却工事費用の2分の1以内の額
- ・補助金の限度額 30万円

⑤注意事項

- ・建物を除却すると、その建物が建っていた土地について「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用されなくなり、翌年度以降の土地の固定資産税額が上がります。除却後の手続等については税務住民課までお問い合わせください。
- ・市街化調整区域の空家等を除却すると、その後新たに再建築することが出来なくなる場合がございます。該当する方は除却前に建設水道課までご相談ください。

手続きの流れ

補助申請者	町	備考
<p>施工業者と契約</p> <p>↓</p> <p>工事着手</p> <p>↓</p> <p>工事完了</p> <p>↓</p> <p>補助金交付申請</p> <p>↓</p> <p>補助金請求</p>	<p>書類審査 決定通知</p> <p>↓</p> <p>補助金交付</p>	<p>除却完了後、12カ月 以内に申請</p> <p>町の空家調査で空家と 判定されていない場 合、追加の確認書類が 必要</p> <p>年度毎に予算額に達し た時点で受付を終了さ せていただきます。</p>

お問い合わせ先

桑折町建設水道課都市整備係 TEL:024-582-2124